



平成 27 年 6 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ビ ー ロ ッ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宮 内 誠
(コード番号:3452 東証マザーズ)
問 合 せ 先 TEL. 03-6891-2525

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成27年6月22日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社グループ(当社及び連結子会社2社)は、不動産投資開発事業、不動産コンサルティング事業及び不動産マネジメント事業を営んでおります。いずれの事業も、重要な社会財産である不動産を最有効活用すること、並びに、投資家様向けに最適な不動産投資商品を提供することを目的としております。

当社は平成20年10月に設立し、平成21年より継続的に売上及び利益を伸ばし、昨年12月に東京証券取引所マザーズへ上場いたしました。その成長の中核である不動産投資開発事業は、収益性や遵法性等何らかの問題を抱えた不動産を一棟ごと取得し、当社グループの企画開発力や再生ノウハウを駆使してそれらの問題点を是正し、新たな潜在力を持つ不動産へと価値を高めております。

日本政府による各種経済対策の影響は近年の不動産市況の活性化に繋がり、不動産価格の上昇や不動産取引の活発化が続く中、当社グループの不動産投資開発事業におきましても、平成26年12月期は18物件で約45億円を取得いたしました。また、平成27年度に入りましても、4物件で約21億円を取得しており、今後も継続的な成長を目指しております。また、当社グループが掲げる企業理念であります「長期継続的な成長」を目指すべく、長期的な安定収入の確保のために、固定資産の取得も積極的に行っていきたいと考えております。

当社グループとしては、今後の物件取得の機動性を高め、事業の拡大を図ることを目的として公募増資による資金調達を決議いたしました。今回調達いたします資金を当社グループの不動産投資開発事業と不動産マネジメント事業における事業拡大のための物件取得資金の一部に充当する予定です。物件の特定や支払の時期等は未定でございますが、平成27年12月期及び平成28年12月期に充当する方針であります。また、事業拡大とともに、財務基盤の強化と調達コストの軽減も同時に図り、更なる企業価値の向上を

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

目指します。今回の本公募増資により、自己資本は拡充され、当社グループの財政基盤の強化にも寄与することになります。

主要株主をはじめとする売出人による株式売出しにつきましては、当社株式の株式分布状況の改善及び流動性の向上を図ることを目的としております。

記

1. 公募による新株式発行(一般募集)

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 360,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成27年7月7日(火)から平成27年7月9日(木)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、株式会社SBI証券を主幹事会社とする引受団(以下、「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (7) 払 込 期 日 平成 27 年 7 月 14 日(火)から平成 27 年 7 月 16 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役宮内誠に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し)

- | | | |
|-------------------------|---|-----------|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 | 230,000 株 |
| (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 | 長谷川進一 | 80,000 株 |
| | 望月雅博 | 80,000 株 |
| | 宮内 誠 | 50,000 株 |
| | 望月文恵 | 20,000 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。)なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。 | |
| (4) 売 出 方 法 | 売出しとし、株式会社SBI証券(以下、「売出しにおける引受人」という。)に全株式を買取引受けさせる。
なお、売出しにおける引受人の対価は、売出価格から売出しにおける引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。 | |
| (5) 申 込 期 間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。なお、一般募集における申込期間と同一とする。 | |
| (6) 受 渡 期 日 | 平成 27 年 7 月 15 日(水)から平成 27 年 7 月 17 日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 6 営業日後の日とする。 | |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 | |

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役宮内誠に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記【ご参考】1.をご参照)

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 88,500 株
なお、上記売出株式数は上限を示したもので、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにおける需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 株式会社SBI証券
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにおける需要状況を勘案した上で、株式会社SBI証券が当社株主から88,500株を上限として借入れる当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役宮内誠に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行(後記【ご参考】1.をご参照)

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 88,500 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 株式会社SBI証券
- (5) 申 込 期 日 平成27年7月31日(金)
- (6) 払 込 期 日 平成27年8月7日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役宮内誠に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である株式会社SBI証券が当社株主から88,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、88,500株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券に上記当社株主から借入れた株式(以下、「借入株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成27年6月22日(月)開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式88,500株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成27年8月7日(金)を払込期日として行うことを決議しております。

また、株式会社SBI証券は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年7月31日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。株式会社SBI証券がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、株式会社SBI証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、株式会社SBI証券は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、株式会社SBI証券は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

株式会社SBI証券が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、株式会社SBI証券はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、株式会社SBI証券による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、株式会社SBI証券は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	3,319,500 株	(平成 27 年 6 月 22 日現在)
(2) 一般募集による増加株式数	360,000 株	
(3) 一般募集後の発行済株式総数	3,679,500 株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	88,500 株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	3,768,000 株	(注)

(注) 上記(4)及び(5)は、前記【ご参考】1. に記載のとおり変更する可能性があります。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限1,135,903,550円について、全額を不動産投資開発事業における販売用不動産、仕掛販売用不動産の仕入資金及び不動産マネジメント事業における賃貸用不動産の設備投資資金の一部に充当する予定であります。支出予定時期については、平成27年12月期及び平成28年12月期に充当する方針ですが、今後販売開始される不動産を含め、不動産の採算性を個別に判断し、機動的に取得することを企図しているため、増資資金の具体的な支出予定時期及び取得予定不動産は現時点において未定であります。また、販売用不動産、仕掛販売用不動産の取得及び賃貸用不動産の設備投資にあたっては、かつてより金融機関からの借入金と自己資金により取得しており、昨今の金融機関の不動産への貸出金増加と低金利状況を効果的に利用し、機動的な不動産の取得を実現してきました。本増資後もその金融機関からの借入金を合わせて行う可能性があり、必ずしも増資資金のみをもって不動産の取得資金に充当することに限らず、借入金と自己資金を併用することで、資金流動性を高め、かつ最適金利の手段を選択し、より機動的な不動産の取得を進めていく方針です。なお、増資資金については、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達を上記(1)に記載の使途に充当することにより、今後の更なる収益拡大を通じて業績に寄与するものと考えております。また、増資資金により自己資本の充実が図られる見込みです。

4. 株主への利益配分

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策のひとつとして考え、業績に応じた利益還元を積極的に行うことを基本方針としながら、将来の事業展開と財務体質強化のための内部留保の充実等を勘案のうえ、総合的に決定する方針であります。

毎事業年度における配当の回数につきましては、会社法第454条第5項の規定による金銭による中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら当社は、現在成長過程にあり、今後の事業発展及び経営基盤強化といった、内部留保の充実を図ることが必要な段階にあることから、剰余金の配当を実施しておりません。

今後は、将来の事業拡大に必要な内部留保とのバランスを考えながら、企業価値の向上に努め、株主への利益還元を検討する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分の基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

上記「(1) 利益配分の基本方針」に記載のとおりです。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
1株当たり当期純利益金額	31.11円	68.97円	81.18円
1株当たり年間配当額 (うち1株当たり中間配当額)			
(うち普通株式)	— (—)	— (—)	— (—)
(うち種類株式)	— (—)	1,750.00円 (—)	— (—)
実績配当性向	—%	—%	—%
自己資本当期純利益率	25.9%	32.3%	25.3%
純資産配当率	—%	—%	—%

(注)1. 当社は、平成26年8月20日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。また、平成27年4月16日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。そこで、平成24年12月期の期首に、これらの株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 実績配当性向及び純資産配当率は、普通株式について配当を行っていないため、表示していません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(新株予約権控除後の純資産合計で期首と期末の平均)で除した数値です。
4. 平成27年12月期第1四半期連結会計期間において、ビーロット・アセットマネジメント株式会社を設立したことに伴い、平成27年12月期第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しておりますが、それ以前については連結財務諸表を作成していません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、ストックオプション制度を採用しており、会社法に基づく新株予約権を発行しております。なお、公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数(3,768,000株)に対する下記の新株発行予定残数の比率は8.12%となります。

ストックオプション付与の状況(平成27年5月31日現在)

発行決議日	新株式発行 予定残数	新株予約権の 行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成24年12月14日	231,300株	189円	95円	平成26年12月25日から 平成34年12月13日まで
平成24年12月14日	36,000株	189円	95円	平成27年3月29日から 平成34年12月13日まで
平成25年8月22日	38,700株	237円	119円	平成27年9月3日から 平成35年8月21日まで

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金	摘要
平成24年12月27日	有償第三者割当 90,000千円	123,984千円	45,000千円	(注)1
平成25年9月5日	有償第三者割当 85,200千円	166,584千円	87,600千円	(注)2
平成26年12月10日	有償一般募集 184,920千円	390,904千円	311,919千円	(注)3

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

平成 26 年 12 月 24 日	有償第三者割当 27,738 千円	404,773 千円	325,788 千円	(注)4
-------------------	----------------------	------------	------------	------

- (注)1. 株式会社エムアンドエムに対する甲種類株式の第三者割当増資であります。
2. 株式会社ザイマックス、サムティ株式会社、内外汽船株式会社、株式会社フューチャービジョン、他 16社に対して実施した、普通株式の第三者割当増資であります。
3. 新規上場に際して実施した普通株式の有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)であります。
4. 株式会社SBI証券に対する普通株式の有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売り出しに関連した第三者割当増資)であります。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 24 年 12 月 期	平成 25 年 12 月 期	平成 26 年 12 月 期	平成 27 年 12 月 期
始 値	—	—	10,500 円	16,470 円
高 値	—	—	20,390 円	16,900 円 □ 4,020 円
安 値	—	—	9,910 円	9,400 円 □ 2,804 円
終 値	—	—	17,270 円	2,850 円
株価収益率	—	—	70.91 倍	—

- (注)1. 株価は株式会社東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、当社株式は平成26年12月11日をもって同取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価及び株価収益率については、該当事項はありません。
2. 平成27年12月期の株価については平成27年6月19日現在で表示しています。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。また、平成27年12月期については未確定のため表示していません。
4. □印は、株式分割(平成27年4月16日、1株⇒3株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である長谷川進一、望月雅博、宮内誠及び望月文恵は、株式会社SBI証券に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、株式会社SBI証券の事前の書面に

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

よる同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は株式会社SBI証券に対し、ロックアップ期間中、株式会社SBI証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、株式会社SBI証券はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。